

高梁中央介護医療院（短期入所療養介護） 重要事項説明書

あなたに対する介護医療院サービスにあたり、平成30年1月28日 厚生労働省令第4号 第125条に基づいて、当施設があなたに説明する事項は次の通りです。

1. 事業者の概要

事業者の名称	高梁中央介護医療院
主たる事務所の所在地	岡山県高梁市南町53番地
法人種別	医療法人
代表者氏名	理事長 戸田桂介
電話番号	0866-22-3636

2. 施設の目的と運営方針

(施設の目的)

当施設は、一時的に入所が必要な要介護者（以下単に「事業所」という）に対し、適正な短期入所療養介護サービス（以下「サービス」という）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

1. 短期入所療養介護計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。
2. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供に努める。
3. 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止のため、心身の状況等に応じて妥当適切に療養を行う。
4. 明るく家庭的な雰囲気を持ち、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、他の介護保険施設、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
5. サービスの質を向上させるため、利用者の人権の擁護、虐待の防止、感染症対策の徹底等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
6. サービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

3. サービスの概要

サービス内容説明書に記載

4. 非常災害時の対策

災害時の対応は、別途定める「高梁中央介護医療院 消防計画」に則り対応を行います。
(防災教育・消防訓練)

- 1) 防災教育は、春季・秋季に各1回以上実施する。また、各種会議、オリエンテーション等で随時啓蒙を図る。
- 2) 防災教育の内容は、消防計画の周知徹底、利用者（入所者）等の避難誘導、救出救護要領等の人命安全に関する基本的事項、消防用設備等の機能と取扱い要領、火災予防上の遵守事項、震災対策に関する事項のほか、防火管理者が必要と認める内容とする。
- 3) 消防訓練は、通報・消火・避難誘導を連携して行う「総合訓練」を春季・秋季に各1回（うち1回は夜間想定）実施する。個々の訓練を行う「部分訓練」は、それぞれ必要なとき、随時行う。震災訓練については、防災機関または地域等が実施する訓練に参加する。
- 4) 訓練の実施に際して必要あるときは、消防職員の指導を要請するものとする。

5. 当施設ご利用の際にご留意いただく事項

面会	消灯（21時）までは、随時とする。 来訪者は面会カードに記載して下さい。
外出・外泊	外出・外泊時には、外出・外泊許可証を提出して下さい。
居室・設備	施設内の居室や設備、器具は本来の使用法に従ってご利用下さい。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償して頂くことがあります。
喫煙・飲酒	敷地内禁煙です。 飲酒は利用中はできません。
迷惑行為等	騒音等、他の利用者（入所者）等の迷惑になる行為はご遠慮願います。 また、やみくもに他の利用者（入所者）等の居室に立ち入らないようにして下さい。
所持品管理	当施設では管理していません。
現金管理	当施設では管理していません。
宗教活動	施設内ではご遠慮下さい。
政治活動	施設内ではご遠慮下さい。
営利活動	施設内ではご遠慮下さい。
動物の飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はご遠慮下さい。

6. 従業員の勤務体制

指定介護医療院

医師	1人以上
薬剤師	1人以上
看護職員（看護師及び准看護師）	常勤6人以上（うち看護師常勤2人以上）
介護職員	常勤8人以上
管理栄養士	常勤1人以上

- 理学療法士 常勤1人以上
- 作業療法士 常勤1人以上
- 言語聴覚士 常勤1人以上
- 介護支援専門員 常勤1人以上（兼務）

以上の職員で1ヶ月の勤務表を作成し勤務しています。

7. 苦情処理の体制

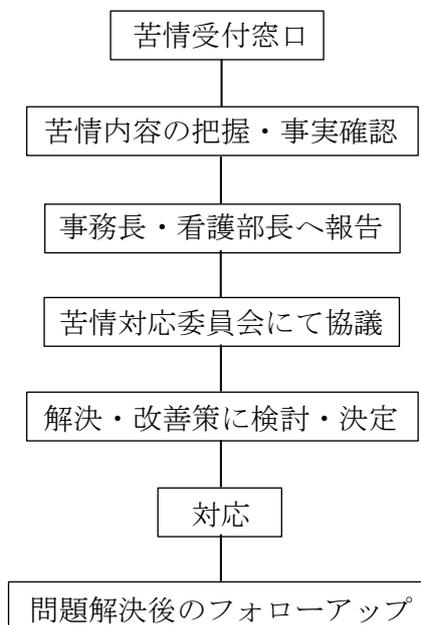
苦情については、介護医療院看護師長が対応致します。苦情処理簿に記入し、記録を残しています。なお、苦情についての連絡先・手順は、下記の通りです。

(連絡先)

高梁中央介護医療院	0 8 6 6 - 5 6 - 3 8 9 7	(担当者：師長)
高梁市役所健幸長寿課	0 8 6 6 - 2 1 - 0 2 9 9	
吉備中央町役場賀陽庁舎福祉課	0 8 6 6 - 5 4 - 1 3 1 7	
総社市役所長寿介護課	0 8 6 6 - 9 2 - 8 3 6 9	
新見市役所介護保険課	0 8 6 7 - 7 2 - 3 1 4 8	
岡山県国民健康保険団体連合会	0 8 6 - 2 2 3 - 8 8 1 1	

(手順)

- ①苦情受付担当者は、苦情を受け付けたら、苦情内容の把握、事実確認を関係者に徹底する。
- ②苦情受付担当者は、事務長、看護部長へ報告し事実確認を報告。
- ③苦情受付担当者は、苦情内容を様式1に記載し、苦情対応委員会に報告。協議、改善案を検討する。
- ④苦情受付担当者あるいはその他関係者にて、利用者又は家族などに明確な事実に基づく説明を行い、苦情対応委員会における検討結果に基づき対応する。場合によっては文書で対応する。
- ⑤問題解決後においても、関係者はフォローアップに努める。



8. 事故発生時の対応

高粱中央介護医療院安全管理マニュアルに則り対応します。指針等詳細は、介護事故防止対策マニュアルに記載しています。

9. 感染症及び食中毒防止対策

当施設は、感染症に対する抵抗力が弱い高齢者が集団で生活する場です。このため施設内で感染が広がりやすい状況であることを認識した上で感染を未然に防止し、感染症が発生した場合には速やかに制圧、終息を図り、利用者の安全を確保する事に努めます。

詳細は施設における感染症・食中毒対策に記載しています。

なお、この対策は高粱中央介護医療院院内感染マニュアルに基づき対応しております。

10. 利用者負担の額

1) 利用料の額は、厚生労働省が定める基準によるものとし、当該短期入所療養介護サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2) 事業所は、前項の利用料の他、次に掲げる費用の額の支払いを受けることができるものとする。

① 食費（基準費用額）

介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあたっては、当該認定証に記載された負担限度額を徴収する。

② 居住費（基準費用額）

介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあたっては、当該認定証に記載された負担限度額を徴収する。

③ その他のサービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものについて実費を徴収する。費用及び金額は、運営規定に記載の通りとする。

※病衣については各自準備のこと。但し、ご家族で準備できない方についてはレンタル業者を紹介します。

11. サービス提供困難時の対応

利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）事業者等を紹介するなど適切な処置を速やかに講じる。

12. 他医療機関への受診

利用者が他の医療機関を受診する場合は、他医療機関においても包括項目（検査、投薬、注射、処置の一部）が算定できないので、他医療機関と連絡調整を図る。

13. 賠償責任

1) サービス提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、

当施設は利用者に対して損害賠償を行うものとする。

- 2) 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及びその家族は、連帯して当施設に対して損害賠償を行うものとする。

1 4. その他運営に関する留意事項

- 1) 施設は、従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

①採用時研修 採用後3ヶ月以内

②継続研修 毎月

- 2) 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持させるべき旨を雇用契約時に誓約させる。
- 4) 苦情処理窓口については、介護医療院看護師長が、「苦情相談窓口運用マニュアル」に基づいて対応する。
- 5) 利用者の人権を尊重し、質の高いケアを提供するため、身体拘束廃止に取り組む。しかし、検査・治療・生活療養上やむを得ず身体拘束の必要が生じた場合には、家族等の同意を得て、個々の患者に最も適した方法で、必要最小限の身体拘束を行うこととする。
- 6) 医師の宿直はありません。
ただし、入所者の病状が急変した場合は、同一敷地内にある高梁中央病院の医師が、速やかに診察を行うこととする。
- 7) この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は高梁中央介護医療院が定めるものとする。

1 5. 個人情報の利用目的について

当施設では、診療のために利用する他、行政命令の遵守、他の医療・介護・福祉施設との連携等のために、個人情報を利用することがあります。また、当施設は、卒後協力型臨床研修病院に指定されており、研修・養成の目的で、研修医及び医療専門職の学生等が診療、看護、処置などに同席する場合があります。ご質問やご相談は、介護医療院看護師長までお申し出下さい。

高梁中央介護医療院（短期入所療養介護） サービス内容説明書

当施設が提供するサービスは次の通りです。

（食事） 適時適温で提供しています。

- ・ 食事時間 朝食 8時 昼食 12時 夕食 18時以降
- ・ 利用者の状態により、食事場所、食種は異なります。
車椅子に乗れる方は食堂に出て食事をして頂くようにしていますが、自室での食事、食事時間の変更のご希望があればお申し出下さい。
- ・ 給湯器は食堂にあります。
- ・ 献立表 1週間の予定を食堂に掲示します。

（排泄）

- ・ 利用者の状態に合わせて行っています。できるだけトイレでの排泄に努めています。
- ・ 排泄場所 トイレ、車イス用トイレ、ポータブルトイレ
- ・ 排泄時間 2時、5時、10時、11時、14時、16時、20時、23時
- ・ 使用おむつ 紙パンツ、紙おむつ、布おむつ、尿とりパット

（清潔）

- ・ マウスケア、整髪、爪切り、洗面
- ・ 入浴 2回/週 火曜日13時より、金曜日13時より
- ・ 部分清拭 毎日
- ・ 洗髪 2回/週
- ・ 更衣 2回/週（汚染した場合随時）
- ・ 手浴足浴 随時
- ・ シーツ交換 1回/週（汚染した場合随時）

（機能訓練）

- ・ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による機能訓練は、特別診療費として料金を徴収致します。
- ・ 寝たきり、肺炎、褥瘡防止の目的で1日1回以上は、離床して頂きます。

（医療）

- ・ 歯科は、別料金で外来受診となります。
- ・ 医師による診察は、定期的に行います。また、必要があれば随時行います。
- ・ 手術や急性期治療を要する場合、医療対応病棟に移って頂きます。

（看護・介護）

医学的管理の下に、病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により看護・介護を行います。

- ・ 病状、障害等心身の観察及び把握

- ・身体の清潔保持：清拭・入浴介助（週2回）・洗髪など
- ・排泄の援助や留置カテーテル等の管理
- ・食事の援助や経管栄養法等の管理
- ・環境整備
- ・褥瘡等の創傷の処置
- ・定期的なレクリエーション（毎日）、月行事（月1回）の実施
- ・疾病や療養上の生活指導及び日常生活に係わる看護や介護等の指導
- ・その他、医師の指示による処置

（要介護認定の申請に係わる援助）

サービスの提供を求められた際には、要介護認定の有無を確認し、認定を受けていない利用申込者に対しては意思を踏まえて速やかに申請ができるように援助します。また更新についても同様に行います。

（サービス計画の作成）

- ① 介護支援専門員がサービス計画の作成に関する業務を担当します。
- ② サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。
- ③ サービス計画を作成した際には、当該サービス計画を利用者に交付します。

（利用者負担の額）

利用者負担の額は下記の通りとします。

- ① 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- ② 利用料として、居住費・食費の支払いを受ける。
- ③ 「食費」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、運営規程別紙（利用料金表）を参照して下さい。

（その他）

- ・理容、美容は、ご家族でお願いしております。
- ・おむつ代は、介護保険料の中に含まれています。
- ・必要物品につきましては、ご家族で準備をお願いしております。なお、病衣についてご家族で準備できない方は、施設スタッフにご相談下さい。レンタル業者を紹介させていただきます。
- ・サービス内容についてご希望ご質問がありましたら遠慮なくお申し付け下さい。
- ・担当看護師制にしておりますが、勤務の都合上、不在の場合がありますので、他の看護師にお申し付け下さい。

介護保険は、自立支援と在宅復帰を目的にしております。利用中もご家族に対し、介護指導を行いたいと思います。いつでも遠慮なくお尋ね下さい。